

中古農林業機械の輸出検疫実施要領

令和元年7月11日付け元消安第1209号
消費・安全局長通知
最終改正 令和3年12月23日付け 3消安第3987号
消費・安全局長通知

第1 趣旨

我が国から輸出される農業の用又は林業の用に使用されたことのある機械類又は車両であって、その輸出に当たって輸出国の植物検疫当局が発行する植物検疫証明書の添付が求められているものについて、その輸出に係る植物検疫が斉一に実施されることをもって我が国からの円滑な輸出を確保するため、本要領を定める。

第2 定義

- 1 この要領において「中古農林業機械」とは、我が国から輸出される農業の用又は林業の用に使用されたことのある機械類又は車両であって、その輸出に当たって輸出国の植物検疫当局が発行する植物検疫証明書の添付が求められているものをいう。
- 2 この要領において「証明書」とは、国際植物防疫条約に適合するものであって、輸出しようとする中古農林業機械について輸入国が定める輸出検疫の条件を満たす証明書をいう。

第3 申請手続

- 1 証明書の交付を受けようとする者は、以下の期日までに、申請に係る中古農林業機械の所在地又は輸出港を管轄する植物防疫所（農林水産省設置法（平成11年法律第98号）第9条第1項に規定する植物防疫所（支所及び出張所を含む。）及び第10条第1項に規定する那覇植物防疫事務所（出張所を含む。）をいう。以下同じ。）の長に対し証明書交付申請書（第1号様式）を提出するものとする。ただし、植物防疫所の長が適当と認める場合は、この限りでない。
 - （1）所在地において輸出検査を受けようとする場合は、検査を受けようとする日の7日前
 - （2）輸出港において輸出検査を受けようとする場合は、検査を受けようとする日の3日前
 - （3）2に規定する書面による輸出検査を受けようとする場合は、検査前日
- 2 書面による輸出検査を希望する者は、1の申請書と合わせて、申請に係る中古農林業機械が適切に清掃され、土壌及び植物残渣が除去されていることを示すものとして、清掃報告書（第2号様式）及びその添付資料（第3号様式）を提出するものとする。このとき、清掃報告書の添付資料は、第7に定める数量分を添付するものとする。

第4 輸出検査

輸出検査は、植物防疫法（昭和25年法律第151号）第3条第1項に規定する植物防疫官が行うものとし、植物防疫官は、第3に規定する申請書等の内容を勘案して、申請に係る中古農林業機械の所在地若しくは輸出港における輸出検査又は書面による輸出検査を実施するものとする。

第5 輸出検査の通知等

- 1 植物防疫官は、所在地又は輸出港における輸出検査を行うときは、輸出検査を申請した者（以下「申請者」という。）に対し、輸出検査の場所及び期日を通知するとともに、必要に応じて、申請に係る中古農林業機械の運搬その他の措置を指示するものとする。
- 2 植物防疫官は、書面による輸出検査を行うに当たって必要があると認めるときは、申請者に対し、申請に係る中古農林業機械の写真の追加その他の措置を指示するものとする。

第6 所在地又は輸出港における輸出検査における申請者の責務

- 1 申請者は、第5の1の通知を受けたときは、輸出検査が安全かつ円滑に実施されるよう、検査に必要な設備の点検等の準備をあらかじめ行うものとする。
- 2 申請者は、輸出検査が安全かつ円滑に実施されるよう、輸出検査に立ち会い、植物防疫官の指示に従って、中古農林業機械の移動、操作、分解その他の措置を行うものとする。
- 3 植物防疫官は、1又は2について、輸出検査が安全に、又は、円滑に行えないと認めたときは、輸出検査を延期することができるものとし、その旨を申請者に通知するものとする。

第7 輸出検査の数量

輸出検査は、申請者の申請内容に基づき、申請に係る中古農林業機械が該当する輸出統計品目番号（輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和62年6月30日大蔵省告示第94号）に規定するものをいう。以下同じ。）ごとに、以下の各号の数量について行う。ただし、植物防疫官が適当と認める場合は、この限りでない。

- (1) 所在地又は輸出港における輸出検査 全量
- (2) 書面による輸出検査 輸出する数量として申請のあった数量の1割以上

第8 証明書の交付

植物防疫官は、輸出検査において申請に係る中古農林業機械が適切に清掃され、土壌及び植物残渣の付着が認められず、輸入国が示す植物検疫上の条件を満たすと認めたときは、申請に係る中古農林業機械を合格とし、申請者に対して証明書（第4号様式）を交付するものとする。

第9 条件を満たさない場合の措置

植物防疫官は、検査した中古農林業機械に土壌若しくは植物残渣が認められ、輸入国が示す植物検疫上の条件を満たさないと認めて不合格としたときは、その旨及びその理由を申請者に通知するものとする。

証明書交付申請書

住 所

氏 名

年 月 日

所長 殿

中古農林業機械類の清掃を自らの責任において行い、輸入国での当該中古農林業機械の輸入検査において何らかの不備等が発生した場合においても、貴所に対して責任の追及を行わないことを約して、証明書の交付を申請します。

※積 載 船 (機) 名				
※記 号 及 び 番 号				
積 載 予 定 月 日				
積 載 港 名				
※陸 揚 港 名		※ 輸入国名		
※荷 送 人 住 所 氏 名				
※荷 受 人 住 所 氏 名				
輸入国政府の輸入許可番号				
※ 種 類 ・ 名 称	輸出統計品目番号	梱 数	数 量	産 地
備 考				

- 記入上の注意: 1 輸出統計品目番号欄には、該当する9桁の番号を記入すること。
 2 清掃報告書を添付する場合、その旨を備考欄に記入すること。
 3 ※印の欄には、欧文を併記すること。

清掃報告書

年 月 日

所長 殿

住所：

氏名：

以下の中古農林業機械の清掃を実施し、土壌及び植物残渣を完全に除去しましたので、報告します。

番号	種類・名称	輸出統計品目番号	製造番号/車体番号	機種型式	添付資料番号

記入上の注意 書面による輸出検査を希望する場合は、輸出統計品目番号毎に第7に規定する数量以上の機械類について、清掃後の写真（第3号様式）を添付すること。

第3号様式（イ）

添付資料番号：

写真添付様式（トラクター用）

年 月 日

以下の項目について、洗浄後の明瞭な写真を添付すること
作業機（ロータリー等）が付随する場合は、第3号様式（ロ）も添付すること

1. 製造番号/車体番号

2. 全体写真（側面）

3. タイヤ部分

4. エンジン部分

5. 車体底面部

6. 作業機との連結部分

第3号様式 (ロ)

添付資料番号：

写真添付様式 (ロータリー等、トラクター用作業機用)

年 月 日

以下の項目について、洗浄後の明瞭な写真を添付すること

1. 機械番号

2. 全体写真 (接続側)

3. 全体写真 (側面)

4. 全体写真 (爪側)

5. ロータリー内部 (爪軸)

第3号様式 (ハ)

添付資料番号：

写真添付様式 (耕運機用)

年 月 日

以下の項目について、洗浄後の明瞭な写真を添付すること

1. 製造番号/車体番号

2. 全体写真 (側面)

3. タイヤ部分

4. エンジン部分

5. 機械底面部

6. ロータリー部分

第3号様式 (二)

添付資料番号：

写真添付様式 (その他の中古農林業機械用)

年 月 日

以下の項目について、洗浄後の明瞭な写真を添付すること

1. 製造番号/車体番号

2. 全体写真 (前面)

3. 全体写真 (側面)

4. 全体写真 (後面)

※必要に応じて、写真を追加できる

PHYTOSANITARY CERTIFICATE for Used Machinery and Vehicles

PLANT PROTECTION SERVICE
 MINISTRY OF AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHERIES
 JAPANESE GOVERNMENT

TO: PLANT PROTECTION ORGANIZATION(S) OF _____ No. _____

I . DESCRIPTION OF CONSIGNMENT

1. Name and address of exporter	2. Declared name and address of consignee	
3. Number and description of packages	4. Distinguishing marks	
5. Place of origin	6. Declared means of conveyance	7. Declared point of entry
8. Name of produce and quantity declared		9. Botanical name of plants

This is to certify that the plants, plant products or other regulated articles described herein have been inspected and/or tested according to appropriate official procedures and are considered to be free from the quarantine pests specified by the importing contracting party and to conform with the current phytosanitary requirements of the importing contracting party, including those for regulated non-quarantine pests.

II . ADDITIONAL DECLARATION

III . DISINFESTATION AND/OR DISINFECTION TREATMENT

10. Date	11. Treatment	12. Chemical (active ingredient)
13. Duration and temperature	14. Concentration	15. Additional information

(Stamp of Organization)	16. Place of issue Plant Protection Station (_____) , Japan	18. Name of authorized officer _____ _____ (Signature)
	17. Date	

No financial liability with respect to this certificate shall attach to the Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japan or to any of its officers or representatives.